



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2021年5月 14 日発行

TEL:03 (5395) 2631 FAX:03 (5395) 2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

“透析患者の通院支援に関する決議”を厚労省へ提出 通院送迎を支援する市町村への助成制度創設を求める

4月16日、患者と共に慢性腎臓病対策を推進する議員連盟（CKD 議連）は“透析患者の通院支援に関する決議”を厚生労働省へ提出しました。当日は全腎協より金子智常務理事が同席し、決議文を三原じゅん子厚生労働副大臣に手交するとともに、高齢透析患者の現状と課題を伝えました。

決議書は通院支援の必要性を認め国による支援を求める内容となっています（詳細は、以下の決議文本文をご参照ください）。



副大臣室にて通院について述べる金子常務理事（写真左）

透析患者の通院支援に関する決議

透析患者は標準で週3回、各回4時間の透析治療を受ける身体障害1級の障害者である。透析治療を受けるためには「通院」が必要となるが、通常の患者の通院と明確に異なるのは、「治療と通院が一体となって生涯にわたり週6回続く」という点である（週3回透析×往復）。

その身体的・経済的負担は大きく、全国腎臓病協議会（患者団体）が中心となって「元気な患者が患者を運ぶ」という自助努力を行ってきたところであるが、高齢化により活動が低下してきてしまっている。透析患者にとって「通院」は生死に直結する問題であり、通院の足の確保は喫緊の課題である。

我々『患者と共に慢性腎臓病対策を推進する議員連盟』一同は、「透析患者の自助努力

を促しつつ、重症化を防止し、そのQOLを向上させること」を目的の一つに置いている。その観点から、以下の項目の達成に向けて尽力することを決議する。

- 一 患者団体、地元タクシー会社、透析医療機関がつくる「協議会」が行う「透析患者デマンド型交通システム」に補助金を支出する市町村に対し、国土交通省及び厚生労働省が協力して助成制度をつくること。同時に「協議会」設立について手順を示すなど支援すること。
- 二 患者団体やNPO法人が行う「自家用有償旅客運送制度を利用した通院送迎サービス」を支援する市町村に対し、国土交通省及び厚生労働省が協力して助成制度をつくること。

三 上記通院支援サービスの好事例を、国土交通省と厚生労働省双方が広報に努めること。

令和3年3月18日
『患者と共に慢性腎臓病対策を推進する議員連盟』（略称：CKD 議連）

《トピックス》

中山間地域の自動運転サービス導入 滋賀県で全国2例目となる本格実装

全国で2例目となる公道における自動運転サービスの本格導入が、滋賀県東近江市で4月23日より始まりました。

同サービスは東近江市が運営主体の自家用有償旅客運送として行われます（交通事業者の協力を得て行う事業者協力型自家用有償旅客運送であり、実際の運行管理は交通事業者が行います）。運行頻度は週4日（水、金、土、日）、乗客定員4名の自動走行車両1台が全長約4kmのルートを午前2便・午後4便、定期運行します。緊急時に備えて有償ボランティア1名が運転席に乗車しますが、車の操作はすべて機械が行います。運賃は1回150円となっています。

国土交通省は、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため、自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18箇所で開催してきました。今回の東近江市のケースもこの実証実験から本格実装へと移行したものです。今後の運営については、利用者の意見等をふまえて適宜運行計画の見直しが行われるとのこと。

各種申請・届出書の押印省略広がる 自家用有償旅客運送も押印不要に

本年より、自家用有償旅客運送に関する申請・届出等の手続きについて、押印及び署名が必須ではなくなりました。現在、すでに各種申請書等を押印をしないで提出することが可能となっています。様式の上では「印」がついている書類であっても、押

印は不要です。

押印省略が可能となる主な書類は、自家用有償旅客運送の登録申請書のほか、変更届、運行管理に関する書類などです。提出しようとする書類の押印の必要性について詳細は、地域の登録・届出の窓口（運輸支局または県・市町村の担当窓口）にお問い合わせください。

輸送実績報告書の旅客区分について 旧来区分のまま報告することも可能

自家用有償旅客運送の活動団体が毎年提出する輸送実績報告書ですが、法令改正に伴い、本年度より様式が一部変更になりました。自家用有償旅客運送の種別が2つになり、旅客の人数報告欄の区分が4つ（イ：身体障害者、ロ：要介護者、ハ：要支援者、ニ：その他）から7つ（イ：身体障害者、ロ：精神障害者、ハ：知的障害者、ニ：要介護者、ホ：要支援者、ヘ：基本チェックリスト該当者、ト：その他）に変更になっています。

従来「ニ：その他」に区分していた利用者について、「ロ：精神障害者、ハ：知的障害者、ヘ：基本チェックリスト該当者、ト：その他」に分類し直す必要がありますが、3月末時点で旧来の区分で活動している団体については、そのまま「ト：その他」へ記入して提出することが可能です。

【参考】

自家用有償旅客運送輸送実績報告書第6号
様式PDF：

<https://www.mlit.go.jp/common/001393605.pdf>